

お知らせ

# 令和6年度 高収益作物転換等推進事業

## ■本事業の利用について

- ・同一年度内において下記の項目ごとに1人(法人、団体等)1回に限ります。
- ・4月1日から受付を開始し、予算額に達した時点で、申請の受付を終了します。



## ■補助金申請の流れ

1. 申請書の提出(申請者→市)
- ↓
2. 交付決定通知書の送付(市→申請者) ※申請前に着手しないこと
- ↓
3. 事業実施(申請者)
- ↓
4. 完了後、実績報告書の提出(申請者→市) ※写真、領収証を添付して、事業終了後1ヵ月以内に提出
- ↓
5. 検査、現地確認(市)
- ↓
6. 補助金の支払い(市→申請者)



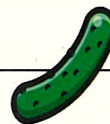
## ■共通要件

- ・販売を目的とした園芸作物の生産に必要なものであるもの。
- ・事業を利用し生産した園芸作物はすべて販売すること。
- ・既存施設・機械の更新ではないこと。

## ■共通申請時提出書類

- ①申請書・収支予算書(市様式)
- ②事業実施計画書(市様式)
- ③地図(設置場所、保管場所、圃場等)
- ④見積書2社
- ⑤カタログ類(ハウス新設の場合は設計図も)

No.	項目	交付対象となる経費	補助率	限度額	要件
1	園芸用ハウス整備事業	・新設ハウス及びその附帯設備(換気、電気、水道等)の整備に要する経費 ・既存施設の機能強化等(内張カーテン、巻上機設置等)に要する経費	20%以内	100万円 (*200万円)	・ハウス面積が99㎡以上であること。 ・おおむね6ヶ月以上利用期間があること。
2	園芸用機械整備事業	機械(畝立機、移植機、防除機、暖房機、収穫機、洗浄機、選別機、包装機、予冷库等)の整備に要する経費	20%以内	100万円 (*200万円)	・事業費が20万円以上であること。 ・園芸用専用機械であること。



※ 青年等就農計画認定書を提出した農業者に限り、上限を200万円とします。

【お問い合わせ先】 登米市 産業経済部 農政課(中田庁舎2階) 電話0220(34)2713